

# 特定非営利活動法人「さらら壮警」 有限会社 坂爪果樹園（壮警町）

○基礎情報【経営形態：野菜・果樹の生産、パン屋経営】

【従業員数：32名（うち障がい者20名）】



調査時期【平成28年11月】

## 1 障がい者就農に取り組んだ経緯

坂爪果樹園では、地域の過疎化により農作業労働者の募集に対する応募が減少していたため、知人の提案を受け、障がい者の雇用を開始した。それ以来、地域の信頼を得て、病院等から依頼される度に障がい者の雇用を行い、今年は伊達高等養護学校から2名の実習生を受け入れた。

## 2 取 組 内 容

- (1) 就労形態：就労継続支援多機能型事業所。利用者を伊達市のグループホームから自動車で送迎する。比較的軽度の知的・精神及び身体障がいを持っている方が中心で、20～60代と幅広い年齢構成で就業しているのが特徴。
- (2) 就労期間：通年
- (3) 就労時間：9時から15時（冬期間は14時30分）
- (4) 障がい者の作業内容：
  - ① **ピーマン栽培**・・・育苗、ポットへの移し替え、圃場へ定植、収穫の全ての過程を行う。耕運ロータリーの操作まで行うこともある。
  - ② **リーフレタス栽培**・・・播種から収穫までの全作業を、聴覚・発達障害を持つ2名で行う。
  - ③ **果樹栽培**・・・ぶどう、プルーン、リンゴ、さくらんぼの栽培及び収穫を行う。特にリンゴは、摘果や徒長した枝の剪定補助、ぶどうは冬期の剪定なども行う。
  - ④ **葉物栽培**・・・ハウス2棟で4～5名が支援員の付き添いの下、育苗から収穫まで全作業を行う。

## 3 生産への考え方・状況

坂爪理事長が果樹園の取締役を退き、後継者として鹿児島県出身の新規就農者を迎え、経営している。

- (1) **ピーマン栽培**・・・消費者が「色・形・味」を求めるリンゴから、比較的手間がかからず、単位あたりの収益が高いピーマンに切り替えることにより、人件費を支出しても利益が出る。
- (2) **リーフレタス栽培**・・・平成25年7月、旧リンゴ貯蔵庫を改良した施設において、蛍光灯を用いて完全人口光の水耕栽培を開始。金融機関からの融資が返済中であり、毎月の電気代が約10万円に上ることから、まだ利用者の賃金アップには繋がっていない。
- (3) **葉物栽培**・・・経済産業省から補助を受け、太陽光ハウス内で、セロリ・小松菜・シュンギク・チンゲンザイ・水菜・ほうれん草・レタス・サンチュなどを栽培。

## 4 障がい者就労への考え方

- (1) 農家である坂爪氏は、「障がい者に対して作業方法の改善をアドバイスすれば、より良くなる」と考えるのに対し、支援員など福祉側の方は、「障がい者の行動は、障がいに起因するため矯正できないので、あるがままの状態仕事をさせて欲しい」と考える。実際の作業で軋轢は生じないが、意識に差が出る。
- (2) 賃金の最高額が約8万円と、全道でも高いレベルを維持しており、雇用継続の一因となっている。
- (3) 一方、他の農家の手伝い時に同様の賃金を求めると、依頼されにくいこともあり、現実の問題として、人件費を抑制することは必要と認識している。
- (4) 障がい者の突発的な行動を予測することは難しい上に、指導の仕方に気を遣う。そのため農家が支援員なしで農福連携を行うことは、困難と考える。

## 5 今後の課題や将来展望

ピーマン収穫後に、冷涼な気候で防腐剤を用いずに済むため、外国産と異なり安全で需要がある無農薬レモンを新たに栽培し、収益をさらに上げたい。

<この事例の問い合わせ先>

特定非営利活動法人「さらら壮警」

TEL:0142-66-3079